

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市飯田いほはら児童館
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
- 3 指 定 期 間 令和3年7月1日～令和5年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

オ その他、管理運営の特殊性などから、公募による募集が適当ではないと指定管理者選定委員会が認めた施設

【該当理由】

静岡市児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として、現在市内12か所に設置されている。

児童館は、静岡市子ども・子育て・若者プラン（令和2年3月策定）において、地域における児童健全育成の拠点と位置付けられており、運営にあたっては、子どもたちが安全に楽しく利用できる遊び場としての機能や、地域の子育て支援の場としての機能が求められ、市や教育委員会等の関係機関とも密接に連携する必要があることから、幅広い知識やネットワークを活かした運営が求められる。

児童館の運営に当たっては、児童厚生員の配置が必須であり、子どもたちの自主性や社会性を培うための支援や、子育て世代の保護者の育児相談への支援などを行い、市民に対して均一のサービスの提供が求められている。また、子どもたちを取り巻く不登校や貧困等の課題を早期に発見し、学校や、保健福祉センター、児童相談所など適切な機関へ情報を共有することや、児童館同士で連携することで、地域に根差した施設として、子どもたちを一体的に見守ることも重要な役割である。加えて、児童館同士で事業や施設運営に関する情報を交換することで、より良いサービスの向上が期待できる。そのため、市内に設置する全ての児童館を同一の指定管理者が一括して管理することで、児童館に求められる機能や役割を達成することができる。

また、児童館を運営するにあたり、専門的な人材の確保やノウハウの蓄積、関係機関とのネットワークの構築は必要不可欠であるが、1年9か月という短い指定期間では、人材の確保、ノウハウの蓄積、ネットワークの構築は困難であると考えられるため、既設の12館の現在の指定管理者に管理運営を行わせることが適している。

以上のことから、飯田いほはら児童館についても、既設の12館と同様のサービスを効率的かつ効果的に提供するため、既設の12館の現在の指定管理者に管理運営を行わせるものとする。

イ 募集期間 令和2年10月23日から令和2年11月24日まで

ウ 募集対象団体 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書類審査 令和2年11月27日

(イ) プレゼンテーション 令和2年12月1日

イ 審査委員会

委員長 原田 康弘 (子ども未来課長)

委員 大村 博 (参与兼産業政策課長)

〃 松下 龍一 (児童相談所長)

〃 末吉 喜恵 (NPO法人よしよし 代表)

〃 寺尾 千賀子 (主任児童委員)

ウ 審査基準 (審査表)

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法 (審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名称 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

(イ) 点数 82.2点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 13,295千円

イ 総評 (選定の理由等)

- ・静岡市児童館の設置目的に沿って、運営方針を定めるとともに、指定管理者としての事業方針が明確に示されていること。

- ・既設12館の児童館との一括管理によるメリットを活かし、連携を積極的に図ることで、より良いサービスの向上に取り組む姿勢が評価されたこと。
- ・児童館としての役割や使命を理解し、これまで12館の管理運営で培ってきたノウハウやネットワークを活かした事業展開が期待できること。

以上の理由から、社会福祉法人静岡市社会福祉協議会を指定管理者の候補者とした。

- (4) 指定管理者選定委員会 令和2年12月14日
- (5) 市議会の議決 令和3年3月11日
- (6) 指 定 令和3年3月12日
- (7) 公 告 令和3年3月16日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市飯田いほはら児童館

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数①×②
成す。【二十点】 1. 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	①施設の設置目的を踏まえた管理運営方針が明確に示されているか。	× 2		
	②市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、施設の設置目的を高い水準で達成し得る事業計画となっているか。	× 1		
	③児童館事業の推進に関する企画力、実現力は十分か。	× 1		
	【所見欄】			
管理を実現するものであること。【四十五点】 2. 事業計画が施設の効果的、効率的な	①市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	②市が示した目標値を達成するために、指定期間を通じてどのように取り組むか方針が示されているか。	× 2		
	③地域や関係団体等との連携による効果的な施設運営や事業展開が示されているか。	× 1		
	④ボランティアの活用並びに、育成指導などを行う事業計画となっているか。	× 1		
	⑤既設12館の児童館との一括管理による、効率的かつ効果的な運営の具体策が示されているか。	× 2		
	⑥施設の利用促進及び利用者サービス向上のための適切な方策は十分か。また、市民ニーズの把握及び施設運営への適切な反映策が示されているか。	× 1		
	⑦経費節減の適切な考え方のもと、施設の維持管理及び運営の事業計画を実施するために、必要な予算措置がなされているか。(収支計画は妥当か)	× 1		
	【所見欄】			

3. 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。【二十五点】	①類似施設の管理運営実績は十分か。	× 2		
	②施設運営に必要な人材の適切な配置が見込めるか。	× 1		
	③職員の指導育成、研修計画は適切に整備されているか。	× 1		
	④災害及び事故対策及び個人情報保護や環境保全等について適切な対応策を講じているか。	× 1		
	【所見欄】			
4. 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。【十点】	①施設を安定的に運営し得る財務的基盤を有しているか。	× 1		
	②経理について適切な処理能力を有しているか。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】